

葛飾区先端設備等導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

葛飾区の人口は、469,647人（令和7年2月1日現在）である。令和3年度に策定した葛飾区人口ビジョンで、2060（令和42）年までの将来人口推計を行った結果、2025（令和7）年以降、減少局面を迎え、徐々に人口減少が進む見通しである。2060（令和42）年には約41.3万人と、2019（平成31）年比で約11%、約5万人の減少が見込まれている。生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（15歳未満）ともに、2060（令和42）年に向けて減少していくが、老年人口（65歳以上）は、2050（令和32）年まで増加基調が続き、区の人口の約30%に達する見込みである。

葛飾区の産業は、区内の事業所数が15,883事業所、従業員数は141,421人（令和3年経済センサス基礎調査報告）で、1事業所当たりの従業員数は約9人と、小規模事業者が大半を占めている。産業構造を見ると、様々な業種が集積している製造業を中心に、地域の暮らしを支える商店街、駅や歴史的文化的観光拠点の周辺の商業地域、都市部における営農をめざす農業等、各産業がそれぞれの特性を活かし、住宅地と混在し立地している。そのうち製造業は、金属、プレス、スプリング、ゴム、プラスチックを扱う多種多様で高い技術力を持った中小の製造業者が数多く操業しているが、下請の生産部品の製造業が多いため、景気変動の影響を受けやすく、また、近年の経営者の高齢化による後継者の確保といった事業承継の課題を抱え、厳しい経営環境にある。

葛飾区の中小企業支援策については、平成2年に「葛飾区中小企業振興基本条例」を策定し、中小企業の経営基盤の強化、中小企業を担う人材の育成、産業関連情報の収集・提供、中小企業の組織化及び近代化への支援、伝統産業の保護育成、技術の継承など、地域産業振興への取り組みを行ってきた。

従来、区の産業基盤を成す製造業・商業の事業者数は減少の傾向があり、自主廃業する事業所も増えてきている。このような中、区は区内の優秀な技術を引き継ぎ、地域の雇用を確保するため、事業承継支援や創業支援など社会情勢や経済環境の変化に応じた柔軟な施策に取り組んでいる。今後、区内中小企業・小規模事業者が厳しい事業環境を乗り越え、持続的発展を維持するためには、老朽化が進んでいる設備を生産性の高い設備へ更新し、事業者の生産性の向上、競争力の強化を図れるよう支援していくことが求められている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

なお、広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取り組みに係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標又は参加者個々の指標のいずれでも用いることができるものとする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取り組みを促し、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

葛飾区の産業は、駅周辺、商店街、住宅工場混在地域、歴史的文化的観光拠点と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は葛飾区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

葛飾区の産業は、製造業、商業、農業と多岐にわたり、多様な業種が葛飾区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取り組みは多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均 3 %以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から 2 年間(令和 7 年 4 月 1 日～

令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定のため、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・環境に配慮し、関係法令及び葛飾区条例・規則・要綱などを遵守すること。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについて、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・葛飾区は、先端設備等導入計画の進捗状況について、調査を実施する場合がある。
また、先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保その他必要な施策を総合的に推進する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。